

三重北山川漁業協同組合 和内共第1号第五種共同漁業権 遊漁規則新旧対照表

新	旧	
<u>三重北山川漁業協同組合</u> 和内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>三重北山川漁業協同組合</u>（以下「組合」という。）の有する和内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご及びうなぎをいう、以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請して承認を受けなければならない。 (以下、略)	<u>北山川神川漁業協同組合</u> 和内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>北山川神川漁業協同組合</u>（以下「組合」という。）の有する和内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご及びうなぎをいう、以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。	<u>紀和町漁業協同組合</u> 和内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>紀和町漁業協同組合</u>（以下「組合」という。）の有する和内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご及びうなぎをいう、以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。
	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請して承認を受けなければならない。 (以下、略)	